

神山連区町会長会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、地域の合意による複数の町内会で形成された区域（以下「連区」という）に、各町会長を会員として組織されたもので、名称を神山連区町会長会と称する。また、各町内会を次に示す【表1】の6ブロックに分ける。

【表1】

第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック	第6ブロック
・一色町 ・東出・神戸 ・北浦町 ・南出町 ・西出町(深坪町) ・モアグレース馬引Ⅲ	・天王1 ・天王2 ・天王3 ・天王4 ・八幡4・5 ・県営一宮八幡住宅 ・アクシーズ一宮	・八幡1 ・八幡2 ・八幡3 ・神山1 ・神山2 ・神山3 ・県営一宮八幡第二住宅	・平和1 ・平和2 ・平和3 ・野口1 ・野口2	・新生1 ・新生2 ・新生3 ・新生4 ・梅ヶ枝通1 ・ポレスター一宮	・花川町 ・千歳通2 ・東八幡町 ・宮町1 ・中宮町1 ・栄町2 ・栄4駅南 ・プレイズ一宮駅前

(目 的)

第2条 本会は、町会長相互の連帯と親睦を深めて、市政の民主的で円滑な運営を図る為に組織され、ひいては神山連区内の住民相互の福祉の向上に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 連区内の町会長相互の連携と親睦に関する事。
- (2) 連区内の町会長としての職務の推進、及び町会長会の円滑な運営に関する事。
- (3) 一宮市または関係行政機関からの委託、並びに協力に関する事。
- (4) 募金その他の社会福祉事業への協力と、その推進に関する事。
- (5) 連区内の各種団体との連携、並びに協力協働に関する事。
- (6) 連区住民の暮らしの安心、安全、福祉の向上に関する事。
- (7) 連区住民の民主的な活動に基づく、連区の繁栄と活性化に関する事。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、町会長会代表宅に置く。

第 2 章 役 員 等

(理事、役員および地域づくり各委員)

第5条 本会の運営を図るため、町会長会で選挙により町会長会代表1名と各ブロックから1名の理事6名を選出する。また、神山連区地域づくり協議会各部会に1名の委員を各ブロックから選出する。

第6条 本会に代表、相談役、顧問、理事6名による役員会を設け次の役員を置く。

- (1) 町会長会代表（以下「代表」という） 1名
- (2) 町会長会副代表（以下「副代表」という） 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 相談役 顧問 各1名

2. 前項の代表以外の8名の役員は、役員会にて選出し、総会で承認を受ける。

(理事および役員の任期)

第7条 理事及び役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 理事及び役員の就任期間は3年を原則とする。
3. 補欠選任による理事及び役員の任期は、前任者の在任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまでの期間は、その職務を代行する事とする。

(理事および役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、目的の遂行の為に会務を統括し、本会の総会を主宰し、役員会においては議長を務め、本会の円滑な運営及び市行政との連絡調整を図る。

2. 副代表は代表を補佐し、担当する会務に努め、代表に事故ある際はその職務を代行する。
3. 会計は、町会長会の金銭と通帳と帳簿の管理、出納及び経理事務を行う。
4. 書記は、役員会および町会長会の議事内容を記録する。
5. 監事は、会計及び会務の執行を監査して疑義を質し、その結果を総会に報告する。
6. その他の役員は、役員会に参画し審議に加わる。

(顧問、相談役)

第9条 代表は役員会の決議を経て、会員以外から顧問及び相談役を役員として委嘱する事が出来る。

第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は、事業年度の開始4月と5月及び中間9月と終了3月の4回の開催とし、役員会でそれぞれの期日と会場をその都度に定め、代表がこれを招集する。

2. 年度中に開催される定時総会において、主に定める審議議題としては、次のとおりとする。
 - (1) 4月開催では、代表と理事及び地域づくり各委員の選任、前年度の事業報告と決算報告。
 - (2) 5月開催では、役員承認、及び当年度の募金行事等の総事業計画と予算編成報告。
 - (3) 9月開催では、年度事業の中間報告と進捗報告、及び会計中間報告など。
 - (4) 3月開催では、年度事業の結果報告と決算報告、及び次年度への継承事案など。
3. 会則の改定、その他重要事項については、開催月に定め無く審議される事とする。
4. 代表は必要であると認めた場合には、臨時総会を招集する事が出来る。

(役員会)

第11条 役員会の定員は9名とし、代表が招集し本会運営の為に必要な事項を決定する。

(会議の成立及び議決)

第12条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表が決す。

第4章 庶務会計

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、一宮市から交付される「連区町内会事務研究報償費」及び助成金等や、その他の公の収入をもって充てるものとする。

(決算)

第15条 本会は、事業年度末の3月に決算を行い、3月総会にて承認を受けるものとする。

第5章 雑 則

(弔意)

第16条 香典は1万円とし、現町会長のみへの適用とする。ただし役員会で決議されれば、いずれもこの限りではなく特例を認める事とする。

(細則等)

第17条 本会則に定めなき事項は役員会の審議を経て、代表が別に定めるものとする。

付則

1. 本規約は平成25年4月1日より施行する。
2. 本規約は平成31年1月19日より施行する。
3. 本会則は令和3年1月16日より施行する。